

教育委員会会議録要旨(令和5年第6回)

定例会	日時	令和5年3月28日(火) 午後1時30分
	場所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室
出席者	委員	北條英幸 教育長 橘幸男 委員 柏木輝恵 委員 橋本彰則 委員 川本まり子 委員
	事務局	村田局長 田辺室長 桑原次長(指導担当) 新田次長(給食担当) 西山総務担当課長 小島学校教育課長 平田あかし教育研修センター所長 本多あかし教育研修センター課長

次 第

○議題

- 議案第 10 号 明石市個人情報保護法施行条例施行規則制定のこと
- 議案第 11 号 明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則制定のこと
- 議案第 12 号 明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定のこと

○報告事項

1. 令和 5 年度児童生徒数見込調査 (3/10 現在)
2. 「臨時講師研修会」の充実について
3. 教育委員の学校訪問について

開催

(北條教育長)

それでは、ただいまから、令和 5 年第 6 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、橘委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 4 号「明石市立学校管理職人事に関する内申の承認について」、議案第 5 号「明石市立高等学校学事規則の一部を改正する規則制定のこと」及び議案第 6 号「明石市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定のこと」を審議し、原案のとおり可決されています。ご確認ください。

それでは、本日の審議を始めます。

まず、議案第 10 号「明石市個人情報保護法施行条例施行規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(西山課長)

議案第 10 号「明石市個人情報保護法施行条例施行規則制定のこと」について、ご説明いたします。

議案書 2 ページ、提案理由をご覧ください。

本案は、国、地方公共団体及び民間事業者の個人情報保護制度を一元化するため、個人情報の保護に関する法律、この法律にはもともと地方公共団体が対象に入っていなかったのですが、新たに地方公共団体に適用されるようになることを受けて、「明石市個人情報保護条例施

行条例」が新たに制定されます。そこで同条例を施行するために、必要な事項を定めた規則を制定しようとするものです。

3 ページ参考資料「令和3年改正法の概要」をお願いします。

資料中ほどに見直し前と見直し後の体系図が示されています。

見直し前につきましては、所管、法令、対象、定義など団体ごとにほぼすべてが別々の体系となっておりました。

令和3年の法改正によりまして、体系図右側の見直し後のように、個人情報保護法の規定がすべての団体に及ぶようになり、これまで条例を根拠としていた地方公共団体の個人情報の取り扱いが、法を根拠とすることになります。これにより明石市個人情報保護条例は廃止することになります。

根拠となる法律が条例から保護法に変更になることから、イメージとして開示資料の写しをとる場合の費用や電子データの開示方法などを定めた施行規則を新たに定めるものです。この規則の内容は市長部局と同じ内容となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますか。

7 ページの資料がそれになるのでしょうか。

(西山課長)

こちらの資料が先ほど申し上げました、基本的な個人情報保護法施行条例施行規則のイメージになります。

下のほうの写しの表のように、手数料として1面につき10円を取るといったようなことを定めた簡単な規則となっております。

(北條教育長)

議案第10号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

議案第10号を承認いたします。

次に、議案第 11 号「明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(西山課長)

議案第 11 号「明石市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則制定のこと」について、ご説明いたします。

本件は、前回の教育委員会協議会で協議させていただいた案件にかかる規則改正となります。

まず、「1. 問題の概要」でございますが、明石市教育委員会では、基本方針の策定や規則改正などの最重要事項を除き、教育長に包括的に委任し、教育長権限で執行してまいりました。

しかしながら、情報公開に関する事務など個別法を根拠とする事務については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に記載されておらず、法律が許容する教育長への包括的委任を定めた規則の対象外であることを確認しましたので、この度、規則改正をさせていただきたいと思っております。

今回の規則改正は 2 つの内容を合わせたものになっております。

1 つ目は、資料 4 ページ体系図の一番左、教育委員会の事務の中の点線枠囲い部分につきましては、教育長に委任できる事務を委任することで定めておりますが、その中で包括委任に含まれると理解していた情報公開事務、個人情報保護事務については、包括委任の対象外であるということをこの規則に定めようとするものでございます。

2 つ目は、点線枠囲いの下、実線枠囲い記載部分、教育長に委任できない事務について、教育委員会の権限のまま意思決定を教育長に委ねるという専決の項目を盛り込んでおります。

議案書の新旧対照表にお戻り願います。

まず、条例名称につきましては、従来は、教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則としておりましたが、今回は、「委任」だけではなく、第5条に専決の規定を追加したことで、「事務委任等」に関する規則という形で名称を変更しています。

第2条では、14号及び15号を追加し、明石市情報公開条例、個人情報保護法に基づく事務が、包括的委任の対象外であることを明示しています。

第5条におきましては、第2条で委任の対象外として情報公開と個人情報保護に関する事務について定めたところでございますが、委任の対象外事務につきましては、教育長が専決（常時、委員会に代わって意思決定）できる旨を規定しております。

最後、第7条では、教育長に委任及び専決した事務につきましても、重要かつ異例の事態が生じた場合、委員会の決定を求めなければならない旨記載しております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

(川本委員)

「委任」と「専決」の違いを具体的に教えてください。

(西山課長)

まず、「委任」した場合には、権限そのもの自身も一緒に動いてしまうという形になりますので、例えば、教育長に委任した場合は、権限を教育委員会が持たないという形になります。

「専決」の場合につきましては、権限は教育委員会が持っておりますが、決定権だけを委ねてしまう形になります。

(川本委員)

何か事例を挙げて教えていただけますか。

(新田次長)

先ほどの「委任」ですが、教育長に委任した場合は、何か決定文書を出す場合、名前は教育長の名前になります。「専決」の場合は、教

育長に意思決定がありますが、主体としては教育委員会で、文書の名前は教育委員会という形でのることになります。

(北條教育長) 例えば、今のシーズンで辞令書なんかは、教育長ではなく教育委員会という形でお出しします。

(橘委員) 言葉遣いに関することについてですが、3 ページ目の第 5 条に、「専決（常時、委員会に代わって）」とありますが、()内で説明していいのかどうか、あと、「常時」という言葉にどういった意味が込められているのか教えてください。

(三ノ浦係長) まず、1 点目の()書きで説明を加えている箇所でございますが、例規におきましては、このように文章の途中の単語を()書きで定義づけることがございます。

他に、定義規程で第 2 条を頭に持ってきて、この条例に用いる用語については以下のとおりということで、定義が複数になる場合は分かりやすく用いる場合もありますが、逆に、こういった文中に出てくることで、その条のみを読んでも内容が分かるように規定するやり方もございますので、この例規におきましては、この文書の中で、専決とは何かと感じた方が、この条だけを読んでも分かるようにあえて()書きを用いさせてもらっております。

2 点目の「常時」についてですが、先ほどご説明いたしましたとおり、本来は教育委員会が意思決定権を持つのですが、この専決につきましては、日常の業務において、原則として教育長が意思決定を行いますが、例外的に権限は教育委員会にありますので、臨時的にその意思決定を求めたいときについては求めるという意味でございまして、他の市長部局におきまして、市長が決定権を持つものについて、部長や課長が常時、決裁を行うことがあります。その意味で「常時」と

というのは、市の例規にも倣って、同じような書きぶりで記載をさせていただきます。

(北條教育長) 議案第 11 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(北條教育長) 議案第 11 号を承認いたします。

次に、議案第 12 号「明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定のこと」について、説明をお願いします。

(西山課長) 議案第 12 号「明石市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定のこと」について、ご説明いたします。

まず、「1. 改正の背景」ですが、特別職である教育長の勤務時間や職務専念義務につきましては、研修の受講など条例で定められた場合のほか、一般職員について規定された規則に準ずることとしております。

今回、この一般職に係る「明石市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則」が改正されますが、特別職である教育長が該当することはありません。項目であるため、規則で除外して定めようとするものでございます。

次に、「2. 改正の概要」です。

「(1) 職務専念義務」ですが、地方公務員や常勤の特別職には、勤務時間のすべてをその職責遂行のために用い、その職務のみに従事しなければならないとされています。

ただ、「(2) 職務専念義務の免除」にありますように、法律や条例で定める場合は、その義務を免除することができます。免除することで、

定められた職責以外に従事することができ、その場合には給与の減額や休暇の消化にもあたらないこととなっております。

「(3) 明石市教育長の職務専念義務」については、市職員と同様としております。このたび、市職員の職務専念義務が免除されるケースとして、3ページの「(14)の3」「(14)の4」の2つが追加されます。

まず、「(14)の3」につきまして、勤務条件に関する措置要求等に関する審理の出席になります。これは、勤務条件や昇任、降格、懲戒処分などに不服がある場合、人事委員会に要求できる制度になっており、これにつきましては、特別職は対象外となっております。

次に、「(14)の4」につきましては、先ほどの内容と同じになりますが、企業会計の職員、本市では水道局や下水道部の職員が該当しますが、この職員も措置要求する場合は職免になるという規定であり、教育長は対象となりえません。

以上、両方が特別職である教育長には該当しないため、本項目 14 条の 3 号と 14 条の 4 号を除外するような内容で規則の制定をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(北條教育長)

議案第 12 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(北條教育長)

議案第 12 号を承認いたします。

次に、報告事項 1「令和 5 年度児童生徒数見込調査 (3/10 現在)」について、説明をお願いします。

(小島課長)

報告事項 1「令和 5 年度児童生徒数見込調査 (3/10 現在)」について、ご説明いたします。

教育委員会資料をご覧ください。

「1 調査年月日及び提出期限について」について説明します。

【別紙 1】は 2 月 14 日の教育委員会でもご覧いただきました。その際、日程のご質問がありましたので説明させていただきます。調査年月日及び提出期限に「①」「②」「※」を付けております。

まず、「①」は「県教育委員会の調査」が関係しております。提出期限を調査年月日より前に設定しております。県教育委員会へ提出するものですので、学校への確認等も必要になります。そのため提出期限を調査年月日より前に設定しております。ただし、最終の 1 月は同じ日です。ここまで調査を重ねており、また 3 学期初めということも含み日程を設定しております。

「②」は「他課との情報共有」が関係しております。提出期限を調査年月日より前に設定しております。他課との調整、学校への確認等も必要になります。そのため、前に設定しております。

「※」は、「状況を確認してから報告」する必要があります。すべて新年度です。児童生徒数で学級数、教職員数が決まりますので状況を確認してから報告することになります。特に、始業式の報告、合わせて入学式については、しっかり報告するよう学校に指導をしております。

残り、番号が付いてないものは状況把握になりますので、調査年月日と提出期限が同日、または 1 日程度のずれがあります。

ただし、児童生徒見込調査につきましては、1~2 名程度で学級数に変化のある場合は、変更があり次第、市教育委員会に報告するように学校へ伝えております。

令和 5 年度見込みの現状【別紙 2】をお伝えします。

3 月 10 日現在としておりましたが、できるだけ最新のものがよいか

と思い、3月15日現在のものを用意しております。

特に注視していただきたいのが、「鳥羽小学校」の「児童見込数」の2年生が105人、3年生が106人となっております。2年生に関しましては、1人転入がありましたら、3クラスから4クラスになります。

3年生に関しましては、現時点では35人ベースですので4クラスになるのですが、1人転出してしまいますと3クラスになります。

このあたりの見極めが非常に厳しくなっております。

あと、「江井島小学校」の4年生をご覧ください。106人となっております、現時点では35ベースで4クラスになりますが、1人転出してしまいますと3クラスになります。このように微妙な数が出てきております。

続きまして、「錦城中学校」の「生徒見込数」の2年生が80人となっております。現時点では、40人ベースですので2クラスになりますが、1人転入がありますと81人になり、3クラスになりますので、そのあたりの見極めが非常に厳しい状況になっております。

現時点では、この人数を基に教職員の配置を進めておりますが、特に4月になりまして、急な転入、急な転出がございます。

私が担当していた時に、4月3日に転出があり、クラス数が1つ減ったことがありました。このあたりについて、先生の配置が非常に難しくなっておりますので、学校のほうにも、児童生徒数の変更があれば報告をするよう指導しております。

私からの報告は以上です。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますか。

最終の確定は4月の始業式でしょうか。

(小島課長)

始業式ですが、1年生に関しましては入学式になります。

(北條教育長)

まだ、ここから変更はありますね。

(小島課長)

1～2名の変更はございます。校区の特徴がありますので、安定している校区もありますが、駅前がある学校については、急な転入、転出がございます。

(川本委員)

1年生の担任が足りないといったことや、小学校で10数人の先生が足りないといったことを聞いたことがありますがいかがでしょうか。

(小島課長)

教職員不足に関しましては、明石市も全国の市町同様、足りない状態ではあるのですが、学級担任に関しましては、現時点では全員、配置できております。

ただ、加配の枠に関しましては、埋めきれていないところもあるのですが、順次、候補者の方に来ていただき、面接を行い、配置を進めております。

(川本委員)

中学校も足りておりますでしょうか。

(小島課長)

中学校でも担任は足りておりますが、やはり、小学校同様、加配の枠が若干ですが足りておりません。

特に、中学校は教科が絡み、人数がいない教科もありますので、なかなか難しい部分もあるのですが、ただ、先ほども申し上げたとおり、なんとか頑張って配置を進めてまいります。

(北條教育長)

実際、4月当初に担任が足りていても、年度途中で出産や病気等で休みを取られたあとの配置ができていないことがあるようです。

この3月現在、小学校で担任が配置されていないのは何人くらいでしょうか。

(小島課長)

3学期の終わりにつきましては、十数名足りていないといった現状がございます。

先ほどお話しがあったように、途中でお休みされた方のあと、その

枠に対して新しい方が見つからないといったことはございました。

(北條教育長) 具体的に、学校の中でどのような対応をされているのかといったことが一番ご不安だと思いますが、その説明をお願いします。

(小島課長) 実際の対応に関しましては、教頭先生が入ったり、教頭先生が難しい場合は、例えば、児童生徒支援加配の先生が入ったり、兵庫型学習システムで高学年に就く場合があるのですが、その先生が学級に入っ
て、子ども達を見るといったように、なんとか学校のほうでやりくりをして回しているといった現状がございます。

(川本委員) その場合、免許はお持ちですね。

(小島課長) もちろんです。

(橘委員) 特別支援の人数が出ておりますが、特別支援と学級数との関係はどのようになっているのでしょうか。また、特別支援の人数の増減はあり得るのでしょうか。

(小島課長) 特別支援学級につきましては、8名で1学級となっており、特別支援学級も増えております。ですので、その分、特別支援学級の担任の先生が必要になってまいります。

特別に配慮を要する児童生徒が、ここ数年で非常に増えているのが現状でございます。

(橘委員) 実際には、児童数に比べて支援学級数はもっと多いと思います。それは、種別によってということがあると思いますが、その理解でよろしいでしょうか。

(小島課長) そのとおりでございます。

(橘委員) 特別支援のクラスを希望するという児童生徒の決定は行っていて、多くなったり少なくなったりすることはあり得ないということでしょうか。

(桑原次長)

就学相談を行っておりまして、その中で特別支援学級相当になるといった判定をさせていただきます。

それを受けて、保護者の意見を最大限に尊重して決めていくのですが、通常学級で判定されている人が特別支援学級を希望しても、それは行けません。それは1月に終わっておりますので、それ以降でもし転校生等が増えても、学級数は変わらないとなっております。

(北條教育長)

次に、報告事項2「臨時講師研修会」の充実について、説明をお願いします。

(本多課長)

報告事項2「臨時講師研修会」の充実について、ご説明いたします。

3月14日の教育委員会において、来年度の主催研修計画について報告させていただいた際に、初任者研修は非常によく考えられて行っているが、臨時講師対象の研修が一日しかなく、その差が大きすぎるのではないかと、といったことや、校外研修に出た際、非常勤講師が配置されず、校外の研修に出にくいのであれば、夏季休業中やリモートで実施するなど、方法を工夫すれば何とかならないのかといったご意見をいただきました。

そこで、資料の1ページをご覧ください。

「2 臨時講師を対象または参加できる研修等」の「(1) 臨時講師対象研修」でお示ししているように、令和4年度に臨時講師を対象として実施した校外研修の一覧です。当センターが実施したものが1回、県の教育委員会が実施したものが2回の合計3回というような状況です。

その下は、当センターが実施しました「(2) あかし若手教師塾」の全参加者に対する臨時講師の割合を示しております。

参加者全体の 38.2%が臨時講師の参加でございました。

「(3) 教科等研修講座・研究グループ」に講座員として登録されている臨時講師は約 20%になっているような現状でございます。

このような現状も含め、今からできる範囲で、臨時講師の研修を来年度より充実を図ることといたしました。

次に、資料 2 ページ「3 研修の充実について」の「(1) あかし教育研修センター主催研修を夏季休業中に追加実施」をご覧ください。

すでに先に報告させていただきました 4 月 14 日の任用時の研修に追加いたしまして、校外研修時に非常勤講師が配置されないため、夏季休業中の 8 月 3 日に新たに研修を実施することにいたします。

内容は、メンタルヘルスケアで、講師は市教育委員会の主任スクールカウンセラーによる講演と演習でございます。また、1 学期に行ったそれぞれの授業を持ち寄って、臨時講師同士で交流する授業実践交流、またその交流に対して指導主事より指導助言を行うようなものを予定しております。

「(2) 初任者研修の一部をオンデマンド研修（新規）」でお示ししておりますように、当センターで実施する初任者研修の講義を録画いたしまして、オンデマンドで配信することとします。これによって、授業の空いている時間や放課後等に自校でタブレットを活用して研修が受けられると考えております。

また「(3) データベースの資料を活用しての自主研修（新規）」でお示ししておりますとおり、来年度より教職員用タブレット端末及び校務用パソコンにインストールしていますアプリ「ロイロノート」と申しますが、その中で、資料箱というところがございます。その資料箱に市教育委員会指定研究校等の研究成果や当センター主催で実施

した研修資料をデータベース化して掲載することにしております。

そのデータベースから自分で必要なテーマを選択し、自主的に研修ができるようになると考えております。

このような形で、来年度、臨時講師の研修会について充実を図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

(柏木委員)

臨時講師の方が最も求めている課題といたしますか、研修の大きな目的としては、どういったところに主観を置いて組まれたのでしょうか。

(本多課長)

今回対象にしております臨時講師につきまして、4月14日に関しては初めて臨時講師に任用される者、8月に関しましても、非常に幅広い臨時講師が市内で活躍しておりますが、特に経験が浅い者ということで、おおむね3年目くらいの臨時講師を目途に教科、授業力向上ということで、こういったこと、また経験が浅いということで、自身のメンタルヘルスのケアに努められるような内容ということで、このようなものを設定させていただきました。

(柏木委員)

比較的、まだ経験年数が浅い方ということでしたが、オンデマンドの研修は時間の融通が利いてすごくいいことがあるのですが、一方で、しっかり身に付くかどうかというところが気になります。

そういったところで、自分のものになっていくようなプログラムになっているのかどうか、聞くだけで終わらない工夫ができると良いのかなと思っております。

そういったオンデマンドの研修を受けたあとに、振り返ったりできるような仕組みや工夫があれば教えてください。

(本多課長)

オンデマンドに関しましては、今のところ、どの先生に見ていただ

けたのかといったことがシステム上でできておりません。もちろん、そういうことができるようになれば、その先生に振り返り等をアンケートに回答していただくことも可能だとは思いますが、そのあたりについては、これから課題に残っている状況でございます。

(北條教育長)

次に、報告事項3「教育委員の学校訪問について」、説明をお願いします。

(橋本委員)

報告事項3「教育委員の学校訪問について」、ご説明いたします。

3月8日に高丘中学校、3月15日に高丘西小学校を訪問してきました。

まず、なぜこの2校にしたかと申しますと、小中一貫校ということで、それだけが目的ではないのですが、公立学校の場合は、学習指導要領をきっちり決めて、その範囲で行うことが中心ですので、それが小中一貫校になっても、そこから逸脱はできないという中で、小中一貫という意味合いがどのようにあるのかということを確認したかったということがありました。また、現況のICTを含めた教育がどのように行われているのかということ、この2点を確認しながら訪問させていただきました。

まず、高丘中学校ですが、生徒数は378名で、学校の状況としましては、昭和40年に宅地開発で生徒が急増したけれども、現在は高齢化してきているという状況の中で、生徒数は減っているとのことでした。

基本的には、昔の住宅が中心でして、そういうことも含めて、そこに入ってくる若い世帯の方々は少し課題のある方が多いということと、その一方で、戸建ての家も多くあるという中で、二極化しているような状況だという説明が小中両校からありました。

授業参観についてですが、小中両方で共通することですが、短焦点固定式プロジェクターが設置されておりまして、それが非常に効率よく使われておりました。いわゆる書いたり消したりという作業がなくても対応できるということを中心として、そこにさらにタブレットを組み合わせながらということをしていたり、非常に効率的な新しい教育の方向があると確認させていただきました。それが市内に広がっていくということで、新しい教育方法が進んでいくのかなと感じました。

中学校ですので、外国語指導助手 ALT が常駐していることが一つの特徴であるという説明がありました。

校長先生と面談して話をした中の一つは、高丘以外の ALT は今のところ非常勤ですが、高丘は常駐配置なので、同じ先生とずっと顔を合わせ続けることになります。ですので、外国に対しての違和感がないということで、実際、生徒の反応を見ておりましたが、非常に友達感覚ですし、外国の方ですので表情も豊かで、親近感があるような雰囲気でしたし、外国語に対して違和感がないような教育が行われておりました。

あと、小学校と明石北高校の連携のことについては、後ほどご説明させていただきたいと思います。

学校の状況はそういったことで、地域の二極化があり、結果として不登校児童が多く、親がお子さんを学校に行かせようという姿勢をもたない、行きたくなければ行かなくてよいといった考えのご家庭も多くて難しい事例もあるということをおっしゃっておりました。

あと、次の小中一貫校の話しにも関わってくるのですが、小学校では専科教諭は少ないわけですが、中学校の専科教諭が小学校に関わ

ってくるということで、教育の内容が少し変わってくるというような印象を持っているというお話しをされておりました。

あと、校長先生とのお話しになりますが、小中一貫校の意味合いということで、まず一つ言えることは、ALT も含めた外国語教育のカリキュラムが決まっているわけですから、どうやって行うのですかと尋ねましたら、決められたカリキュラム以外を使って行っているというお話しでした。現在、大学との研究プログラムのようなものが進んでいるということで、将来的にこれがまた結果として学習能力テストに反映されるようになればよいと考えているとおっしゃっておりました。

あと、もう一つは、先ほど申し上げたように、専門の先生が小中で関わりがあるということで、やはり小学校の先生は小学校の先生の中でしか見えないわけですが、中学校の先生が小学校に行って関わっていくことで、本来は自分の教えるべき内容の基本がどういう状況から組み立てられているかということがわかるということもあると思います。

以前、こちらでも議論がありましたが、高校教諭が中学校で教えることができないといった制度の問題のお話しもありましたが、専門の先生も一歩手前のところで関わっていくことで、前の学年のみならず、現在の学年に関して指導することについても優良なことになるのではないかと感じました。ですので、カリキュラムが決まっているものの、教える学年が変わることによって、また違う指導体験が理解できるのではないかと感じました。

あと、高等学校との交流および連携ということで、6年生のプログラミング学習や中学校3年生の学習に明石北高校の生徒が教えに来て

いるとのことでした。場所も近いですので、身近な話題について勉強するということになると、それは高校生にとっても、ついこのあいだの自分たちを見るようなものですので、教え方も分かりやすいでしょうし、子どもたちにとっても、お兄さんお姉さんと関わることで、何でも気軽に話しができ、結果として小中高での関わりが行われているということでした。

その内容としましては、明石北高校の生徒がプログラミングの支援を行うといったことがあります。関わりがあるから明石北高校に進学しやすくなるというわけではありませんが、結果としてお兄さんやお姉さんのようになってみたいということで、学業に励んで、明石北高校の理系に行きたいというような児童、生徒が一人でも出てくれば、意味があるのかなと感じました。

その一方で、やはり課題としましては、通学の問題があるみたいで、そこはなかなか難しいのかなということで、希望する児童も少なくなっているということでしたが、質としてしっかり支えていって、実のあるものにしていくということが必要だと感じました。

(北條教育長)

プロジェクターは、やはり好評ですか。

(橋本委員)

はい、いいですね。

(北條教育長)

今年度は、すべての中学校につきまして、来年は半分の小学校につく予定です。

何かご意見やご質問などがありますでしょうか。

(川本委員)

不登校の児童が多いということですが、不登校になったから、環境を変えるということで高丘に転入するということはあるのでしょうか。

(小島課長)

不登校だから高丘小中一貫教育校に入学ということはございませ

ん。先ほどご報告がありましたが、地域の二極化があり、URに入っているご家庭の方で低所得の方が多く、その中で家庭に問題があるので子ども達が学校へ行けていないというご家庭が多いということです。その結果、不登校の児童生徒が高丘東小学校、高丘西小学校、高丘中学校では多いということが現状でございます。

(川本委員) 低所得の方が多いということと、不登校がどのようにつながるのでしょうか。

(小島課長) 低所得のご家庭が必ずそういったご家庭とは限りませんが、低所得の方ですので、生活していくために忙しくなっており、子育てに手がかけられないといったご家庭がいるということで、やはり途中から転入されてくるご家庭は、課題を抱えているご家庭が非常に多いといったお話しを校長先生から聞きました。

(川本委員) 通学について、バスを利用されている児童もいると思いますが、事故等の報告はありますか。

(小島課長) 事故の報告はございませんが、やはり小学校の低学年がバスや電車を利用して通学するのはなかなかハードルが高いと校長先生から聞いております。ただ、そのあたりはご家庭で考えられて、支援できるところはしながら通学を続けていると聞いております。

(北條教育長) 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第6回定例会を終了いたします。

(14:30 閉会)